

## 社会福祉法人江東園 役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人江東園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員会委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財務上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

### (費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別表2のとおり旅費を支給する。

- 2 役員等が業務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年法改正に伴う新制度による役員等に施行する。

第4号議案 ③ 資料

別表1 役員等報酬日額

(1) 理事

理事会への出席	13,364円
---------	---------

(2) 監事

理事会への出席及び監事監査への出席	13,364円
-------------------	---------

(3) 評議員

評議員会への出席	7,795円
----------	--------

(4) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	7,795円
-----------------	--------

別表2 役員等費用日額(理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員)

旅 費	日 当	
	管 内	管 外
実 費	3,500円	7,000円

(管内の範囲は社会福祉法人江東園旅費規程別表第3を適用する。)